

● 社会保障の「今」を知り、「未来」に備える ..... 2

● 医療保険制度

医療保険制度と自己負担 ..... 4  
 自己負担の仕組み ..... 5  
 こんな診療には公的医療保険が使えません ..... 6  
 全額自己負担となる診療もあります ..... 7  
 先進医療制度 ..... 8  
 注目集める重粒子線、陽子線治療 ..... 9  
 高額療養費制度を活用する ..... 10  
 気になる差額ベッド料 ..... 12  
 限度額認定証 ..... 14  
 出産・死亡時の一時金 ..... 15  
 病気やケガで仕事を休んだとき ..... 16  
 年間医療費が10万円を超えたとき ..... 17

● 介護保険制度

介護保険を利用できる人とは? ..... 18  
 介護保険サービスを利用するには? ..... 19  
 介護サービスの利用限度額は要支援・要介護度によって決まります ..... 20  
 利用限度額を超えた場合はどうなるの? ..... 22  
 自己負担が一定の上限額を超えた場合 ..... 23  
 主なサービスの内容(自宅で受けるサービスと費用例) ..... 24  
 主なサービス内容(施設に日帰りで通うサービスと費用例) ..... 26  
 主なサービス内容(ショートステイ、福祉用具、住宅改修) ..... 27  
 主なサービス内容(施設に入居して受けるサービス) ..... 28  
 高齢者向け入居施設 ..... 29  
 事例にみる自己負担費用(要介護3・4の場合) ..... 30

● 国民年金・厚生年金 監修：社会保険労務士 村上浩三

公的年金制度は、職業によって加入する年金が違ってくる? ..... 32  
 国民年金の保険料は定額、厚生年金の保険料は収入に比例する! ..... 34  
 国民年金はいくら受け取れるの? ..... 36  
 厚生年金はいくら受け取れるの? ..... 38  
 厚生年金は生年月日によって支給開始年齢が違ってくる? ..... 40  
 亡くなった人の職業で異なってくる? 遺族年金にも3種類ある ..... 41  
 障害状態になったときはどうなるの? 職業によって内容が異なる障害年金 ..... 42  
 「ねんきん定期便」は届いていますか? ..... 43  
 年金制度はこれからどうなっていくの? ..... 44

● 生命保険料控除 ..... 46

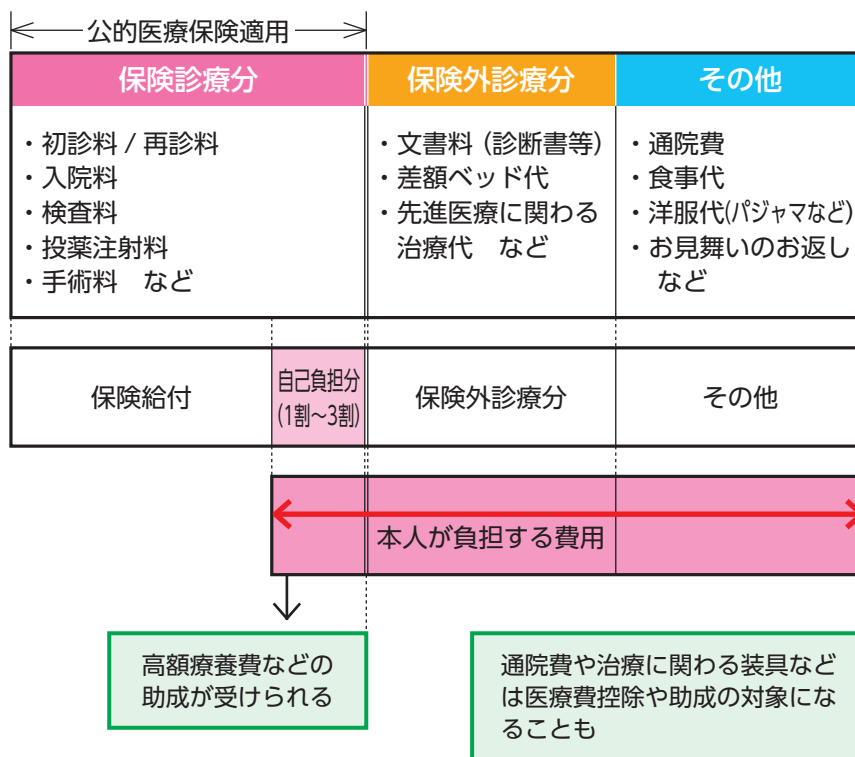
# 2

## 自己負担の仕組み —保険でカバーされるものとされないもの

病気やケガで医療機関で治療を受けた時（入院・通院）にはさまざまな費用が発生します。治療そのものにかかる費用としては初診料や検査料、手術料などがあります。これらの費用は公的医療保険（健保・国保等）でカバーされ、自己負担は1～3割となります。しかし、これ以外の費用は原則、患者さんの自己負担になります。

主なものとして治療に関わる部分では「先進医療」(P.8参照)「差額ベッド代」(P.12参照)があります。入院時の差額ベッド代はケースによっては大変、高額になることもあり、患者さんやその家族にとって頭の痛いところでもあります。また、治療以外の部分では入院時の食事代や病院への交通費などがけっこう大きな負担となります。食事代は患者さんの所得によって値段に違いがあります。

### ▼自己負担の仕組み



### 《入院時の食事標準負担額》

	金額
一般	1食につき260円
住民税非課税の人	(90日目までの入院) 1食につき210円 (過去12か月で90日を超える入院) 1食につき160円
住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	1食につき100円

## 1

## 介護保険を利用できる人とは？ 第1号被保険者と第2号被保険者の違いは？

### 介護保険制度の概要

#### ■40歳以上のすべての国民が加入

介護保険制度は、平成12（2000）年4月にスタートしました。この制度は、40歳以上の人々が保険料を支払い、介護が必要になったときは定率を負担して、必要なサービスを権利として受けられる「社会保険方式」となっています。給付はお金ではなく、利用者に必要な介護の度合いに応じて、設定された金額以内での総合的な介護サービスが提供されるという「現物給付」となっています。利用者は介護サービスを受けたら、原則としてその費用の1割を負担します。

介護保険には、40歳以上のすべての国民が加入します。介護保険を利用できるのは、第1号被保険者（65歳以上の人）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）です。

### 65歳以上の人 (第1号被保険者)

日常生活において、常に介護や支援が必要と認められた場合に介護サービスが受けられます。

#### ●保険料は

所得段階に応じて、それぞれの保険料が設定されている。

#### ●介護サービスを利用できる人

- 入浴、排泄、食事などの日常生活動作について常に介護が必要な人(要介護1-5)
- 心身の状態が改善する可能性が高い人で日常生活の一部に支援が必要な人(要支援1-2)

### 40歳から64歳までの人 医療保険に加入している人(第2号被保険者)

老化が原因とされる特定疾病※で、かつ介護や支援が必要と認められる場合に介護サービスが受けられます。

#### ●保険料は

加入している医療保険の算定方法に基づいて決定される。

#### ●介護サービスを利用できる人

- 老化が原因とされる病気により、介護等が必要になった人(要介護1-5・要支援1-2)

#### ※40歳～65歳未満で介護サービスを受けることができる特定疾病

- |               |                                 |
|---------------|---------------------------------|
| 1 筋萎縮性側索硬化症   | 9 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症     |
| 2 後縦靭帯骨化症     | 10 脳血管疾患                        |
| 3 骨折を伴う骨粗しょう症 | 11 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 |
| 4 多系統萎縮症      | 12 閉塞性動脈硬化症                     |
| 5 初老期における認知症  | 13 関節リウマチ                       |
| 6 脊髄小脳変性症     | 14 慢性閉塞性肺疾患                     |
| 7 脊柱管狭窄症      | 15 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症  |
| 8 早老症         | 16 末期がん                         |



40～65歳未満の人は、特定疾病以外の事由が原因で介護状態になっても、公的介護保険の介護サービスは受けられません。

# 3

## 国民年金はいくら受け取れるの？

### 国民年金の受取額は加入期間で決まる

65歳になると、国民年金から老齢基礎年金が支給されます。

#### 老齢基礎年金[早見表]

年額(万円)

保険料 納付 期間	生年月日（昭和）	
	15.4.2 ～ 16.4.1	16.4.2 以降
40年	—	78.65
39	78.65	76.68
38	76.63	74.72
37	74.62	72.75
36	72.60	70.79
35	70.58	68.82
34	68.57	66.85
33	66.55	64.89
32	64.53	62.92
31	62.52	60.95
30	60.50	58.99
29	58.48	57.02
28	56.47	55.06
27	54.45	53.09
26	52.43	51.12
25	50.42	49.16

平成25年4月～9月価額

#### 国民年金の任意加入

自営業者等の国民年金加入者は、国内に住む20歳以上60歳未満の人です。しかし次のような人なども国民年金に任意に加入することができます。

- ・日本国内に住む60歳以上65歳未満の人。
- ・海外に住む20歳以上65歳未満の日本人。

上記の人は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合や、満たしていても年金額を満額に近づけたい場合に任意加入することができます。

この他、昭和40年4月1日以前生まれで、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない人は65歳以上70歳未満の期間も任意加入することができます。

毎月負担する保険料は15,040円（平成25年度価額）で、手続は加入するときもやめるときも市区町村役場に申し出て行います。

なお、任意加入している人については、34ページの保険料免除制度はありません。

### 年金を受け取るには原則25年（300月）の加入期間が必要

加入期間の  
計算の対象  
となるのは  
？

**1** 国民年金、厚生年金、共済年金の  
保険料を納付した期間  
(夫がサラリーマン、公務員で専業主婦  
として国民年金に加入した期間を含む)

**3** 学生の納付特例・若年者の  
納付猶予を受けた期間

**2** 国民年金の保険料を免除された  
期間(法定免除や申請免除など)

**4** 任意加入できるのにしなかった  
60歳未満の期間など(カラ期間)

以上の期間を受給資格期間といい、原則、①+②+③+④≥25年（300月）であれば、年金を受け取ることができます。

なお、③、④の期間は、加入期間にはカウントされますが、年金額には反映されません。

※生年月日や厚生年金などの加入年数の特例により、25年の加入期間がなくとも年金の受給資格を得られる場合があります。

※平成27年10月から受給資格期間が25年から10年に短縮されることになっています。